

ネットアップ株式会社
(会社登録番号：0104-01-041880)

(「ネットアップ」)

購入注文にかかる契約条件

1. 一般条項： ネットアップに対して商品およびサービスを提供する当事者であり、かつ購入注文書の文面において「供給者」[Supplier]として特定される者(以下「売主」という)は、該当する購入注文書、業務範囲明細書[scope of work]および本契約条件(以下「本契約」という)に従い、かかる購入注文書に記載のサービス(以下「本件サービス」という)および/またはかかる購入注文書に記載の商品または本件サービスの成果物(以下、総称して「本件商品」という)を提供することを合意する。購入注文書に対する承諾、本件商品の発送または本件サービスの着手のいずれかの時点において、売主が本契約または購入注文書のいずれかを認識していたにすぎないか、またはそれに署名したかにかかわらず、売主は、該当する購入注文書上に記載された全ての契約条件を含めた本契約の条件に法的に拘束されるものとする。ただし、売主が本件商品の発送または本件サービスの着手よりも前に書面によってかかる契約条件に異議を通知し、かつかかる通知が売主による購入注文書受領から7日以内にネットアップに対して送付された場合には、この限りでない。該当する購入注文書に記載された契約条件と本契約の内容との間で食い違いがある場合には、購入注文書に記載された契約条件が優先するものとする。本書面は、確定的な契約の申込を意味するものではなく、申込に対する承諾がなされる前であればいつでも撤回が可能である。売主による確認書、請求書またはその他の通知書類に記載された契約条件の中に、本契約の内容と一致しないものがある場合、かかる契約条件は全て拒絶されたものとみなす。本契約が売主による既存の契約の申込に対する承諾として取り扱われる余地がある場合には、かかる承諾は、売主が本契約の全ての条件に同意することを明示的な条件としてなされるものとし、かつ売主により本件商品の発送または本件サービスの履行の着手が行われた場合には、かかる売主による同意があったものとみなされるものとする。

2. 契約条件の変更： ネットアップは、いかなる時点においても、書面による変更指示書により、本契約の全般的な範囲や契約条件を変更することができ、かつ本件商品の発送前または本件サービスの着手前であればいつでも、納品の日程変更や購入注文の取消しを行うことができる権利を留保する。ネットアップは、かかる購入注文の取消しを理由とする手数料やその他の費用の請求を受けることは一切ないものとする。本条は、ネットアップによって変更された本契約の内容に従い債務を履行する義務から、売主を免責するものではない。本契約は、正当な権限を持つネットアップの購買担当者が署名した変更指示書によらない限り、その全部または一部の条項が修正、変更、撤回、解除または放棄されたとはみなされたり解

<参考訳>

積されてはならない。ネットアップが本件商品の初期品質検査用の試作品（プロトタイプ）を承認または受諾した後は、売主は、ネットアップによる事前の書面による承諾がない限り、本件商品の形態、適合性、機能、互換性、品質または信頼性に影響を及ぼす可能性のある、設計、材料または工程に対する変更を行ってはならない。

3. 購入注文番号： ネットアップの購入注文番号[Purchase Order Number]は、全ての請求書、梱包明細書および運送証券に記載され、かつ該当する購入注文書に基いて行われる各商品発送に関する全ての梱包、箱・容器または封筒に、漏れなく表示されなければならない。

4. 納品書類： ネットアップに対して引き渡される本件商品には全て、納入される本件商品を明示した梱包明細書が同封されていなければならない。かかる梱包明細書にはそれぞれ、ネットアップ購入注文番号、部品番号および発送された本件商品の数量が表示されていなければならない。運送証券は、3枚綴りの複写式用紙で作成し、商品の発送日と同日に、ネットアップの購入注文書に記載された商品発送先の住所宛か、または当該購入注文書の荷受人宛に送付されるものとする。本件サービスの提供と受諾は、本件サービスを受諾する旨の明確な文言と該当する購入注文番号が記載されて送付された請求書に、権限のあるネットアップの担当者が署名を行うことにより、証明されるものとする。

5. 商品の梱包および発送： 全ての物品は、ネットアップの購入注文書に別段の定めがある場合を除き、実務上合理的かつ一般的な梱包方法のうち最も運送費が安く、かつ運送業者が定める条件に準拠する方法で梱包されるものとする。商品の発送については、最低の運送費を得られるように評価を行い、かつ購入注文書に明記されている場合はネットアップが選択した運送業者によって行われるものとする。運送中の遺失や損害のための保険については、特に指示が無い限り、ネットアップ自身は加入しない。本条項の規定に従わなかったために生じた余分な運送費用は、売主の取引先口座に課金されるものとする。ネットアップの購入注文書に別段の定めがない限り、梱包は、ネットアップの仕様書に適合し、かつ機械装置による取り扱いに耐える方法で行われなければならない。本契約に基づく全ての商品発送には、該当するネットアップ購入注文番号、発送された本件商品の数量および商品番号が記載された不備の無い梱包明細書が同封されなければならない。売主は、各箱・容器に、ネットアップ購入注文番号、発送日ならびに荷送人および荷受人の氏名と住所を含む、荷揚げ、保管および運送に関する必要情報を明記するものとする。売主は、別段の合意がない限り、運送手数料の割増料金の支払を負担するものとする。売主の請求書に記載された前払運送手数料は、支払済みの運賃請求書および運送証券によって証明されなければならない。

6. 納品： 納期は極めて重要であり厳守のこと。納品は、本契約に定める量と期日に従って行われなければならない。納品の日程が指定されていない場合、注文は迅速に処理され、納品は最も早い陸上運送の方法によって行われるものとする。購入

<参考訳>

注文書において運送方法の指定が無い場合、売主は、最低価格の運送業者を利用するものとする。売主は、ネットアップから要請があった場合、売主の出荷場所から本件商品が出荷された旨の通知をネットアップに行うものとする。売主は、納品が期日通りに行われない可能性を認識した場合、直ちにネットアップに対してその旨の通知を行うものとする。ネットアップの要請があった場合、売主は、ネットアップに対して、発送の遅れに関する通知または納入が遅れている運送中の本件商品に関する進捗状況の通知を毎日行うものとする。かかる通知には、影響を受けている本件商品についての状況改善や速達に関する行動計画を付記する。売主による納品が所定の納期に間に合わない場合、ネットアップは、ネットアップに法律上認められた他の権利や救済方法を制限することなく、自己の自由な選択において、以下のいずれかの行為を行うことができるものとする：(a) 商品の速達を指示し、それに伴う超過費用を全て売主の取引先口座に課金する；または (b) 本契約の第 12 条に基づき、ネットアップの購入 注文書の全部または一部を取消す。予定日より前に納入された本件商品に関しては、 ネットアップは、自己の自由な選択において、以下のいずれかの行為を行うことができるものとする：(a) 適切な納品を求め、売主の費用負担で本件商品を返却する；または (b) 売主に対して本件商品の保管費用を請求する権利を留保した上で、下記第 8 条のみに従って支払いを行い、本件商品を受領することができる。引渡し条件は、DDP ネットアップのローディングドック（埠頭）またはネットアップが指定する製造業者 のローディングドック（埠頭）とする。

7. 本件商品の供給： 売主は、ネットアップによる商品の受領までの間、全ての損失リスクを負担する。本件商品の所有権は、ネットアップが指定場所で本件商品 を受領した時点でネットアップに移転するものとする。ネットアップへの所有権移転 前に、発注された本件商品が破損した場合、ネットアップは、自己の自由な選択により、本契約を解除するか、または同じ数量と品質の代替の本件商品の納入を要求する ことができる。かかる納品は、商業的に可能な限り早急に行われるものとする。本件 商品の破損が一部に止まる場合は、ネットアップは、破損されていない本件商品の引 渡しを請求する権利を有するものとする。

8. 支払条件： 適用法で許容される限りにおいて、請求書については、請求書発行月の月末から 60 日で期限が到来する。請求書は期限到来後の各月 3 日（あるいは翌営業日）に支払われる。不正確な請求書は、売主に対して訂正および／または支払いの調整のために返却される。この場合、売主が訂正済の請求書を再提出した後、ネットアップは、かかる訂正済の請求書を受領した月の末日から 60 日で、売主に対して支払いを行う（注：実際の支払いサイクルは各月 3 日あるいは翌営業日）。ネットアップは、ネットアップが正当な非課税証明書を提供する場合を除き、売主による本件サービスの履行や本件商品の供給に起因して各地の税法に基づいて課される、付加価値税、物品サービス税、販売税、サービス税、事業税、消費税等の連邦、州、地域または地方の間接税を支払うことを合意する。売主は、ネットアップに課される税額（もしあれば）を明確に表示しなければならず、税務当局に対する税務申告に関して一切の責任を負い、遅滞なく全ての税務申告を行い、 ネットアップに一切税問題をもたらさないようにしなければならない。いかなる場合においても、ネットアップは、売主による本

<参考訳>

件サービスの履行や本件商品の供給に起因して売主の収入に関して課される直接的な源泉徴収税を支払う責任を一切負わないものとする。日本国外における商品発送のための注文については、売主が全ての関連する輸入税、ライセンスおよび手数料を支払う責任を負い、その金額をネットアップに対する見積価格に含めるものとする。

9. 検品： 売主は、本件商品がネットアップの仕様書および検査基準を満たすことを確認するために各ロットの検査を行うものとし、かかる基準等に適合しない本件商品を一切発送してはならない。本件商品（原材料、構成部品、半製品および最終製品を含む）は全て、製造前、製造中または製造後のいずれを問わず、ネットアップによりいかなる合理的な時間および場所においても検査やテストを受ける可能性がある。本件商品のいずれかについて、素材や製造方法に欠陥がある場合、または本契約の要件に準拠していない場合には、支払済みか否かを問わず、ネットアップは、その単独の裁量により、かかる本件商品を拒絶し、売主の費用負担で売主に対して返却し、かつ（支払済みであれば）購入価格の払戻しを受けるか、または適切な素材や製造方法によって本件商品を迅速に修正または交換することを要求できるものとする。支払いは、商品の承認・受諾を意味しないものとする。いかなる場合でも、検査やテストにおいて使用されたために生じた本件商品の価値の低下について、ネットアップは一切責任を負わないものとする。検査やテストが売主の敷地内において行われる場合、売主は、追加の手数料なしで、検査を行う者の安全と利便性の確保のために、不当に作業を遅らせることのない方法により、適切な施設および支援を提供するものとする。ネットアップが売主の施設において本件商品の検査を行った場合でも、当該本件商品がネットアップの施設へ納入される際に再度検査を行い、それを拒絶できるネットアップの権利は失われぬものとする。状況に応じて、ネットアップはその自由な選択により、本件商品の全てを検査し、または各ロットから選択された統計的サンプルのみの検査を行うことができる。さらに、売主は、本契約に基づき履行された作業に関連する適切な認証済みの検査文書を保管することに同意する。かかる記録文書は、本契約終了後 3 年間またはネットアップが別途指定した期間、売主によって保管され、ネットアップが求めた際に提供されるものとする。売主は、合理的な範囲で要求される検査やテストに関する報告書、宣誓書、証明書またはその他の文書を、ネットアップに対して提供することを合意する。

10. 秘密情報： 売主は、本契約の履行に関連してネットアップ秘密情報（以下に定義する）を入手することになるところ、かかるネットアップ秘密情報を本契約の期間中およびその解除後または期間満了後も機密扱いとすることを合意する。

「ネットアップ秘密情報」は、売主に直接または間接的に開示された、ネットアップの現時点または将来見込まれるビジネスや活動に関連する、調査、開発、商品、製造方法、企業秘密、事業計画、顧客、仕入先、財務、個人情報、ワークプロダクト（以下に定義する）およびネットアップによって財産的価値があると考えられているその他の資料または情報に関わる情報を含む全ての情報（書面または口頭のい

<参考訳>
ずれ、および形式を問わない) を包含するが、これに限定されるものではない。加えて、ネットアップ秘密情報は、ネットアップに本件サービスまたは本件商品を提

<参考訳>

供する過程で売主に対して開示される、第三者の財産的または秘密の情報をも意味する。ただし、ネットアップ秘密情報は、以下の情報を含まないものとする：(i) ネットアップによる売主に対する開示前に、売主が、開示に関する制限を受けずに合法的に認識していた情報；(ii) 売主の不正行為または不作為によることなく、現時点で周知であるか、もしくは今後周知となる情報；(iii) ネットアップ秘密情報を利用することなく、売主が独自に開発した情報で、適切な文書により証明されるもの；または (iv) 本契約締結後、第三者が、権利に基づき、かつ開示制限を受けずに、売主に合法的に提供する情報。加えて、売主は、政府機関または法の要求に従い開示を義務付けられる秘密情報については、売主がネットアップに対して情報開示前にかかる要求について速やかに通知を行った場合に限り、開示することができる。売主は、ネットアップ秘密情報を複製、変更または直接的もしくは間接的に開示しないことを合意する。さらに、売主は、ネットアップ秘密情報の売主の組織内部における配布を、その開示を受ける必要のある売主の補助者（第15条において定義される）に制限するものとし、かつ情報の流布が前記の通り制限されていることを確実にするための措置（本契約に記載の条項に実質的に類似する条項を伴う機密保持契約に売主の補助者を署名させることを含む）、を講じることを合意する。いかなる場合においても、売主がネットアップ秘密情報の不正使用を防ぐために払うべき注意および手段のレベルは、同種の自己の情報を保護するために売主が用いる注意および手段のレベルを下回ってはならず、かつ客観的に合理的な注意のレベルを下回ってはならない。売主はさらに、本契約に基づく履行に伴う場合を除き、ネットアップ秘密情報を使用しないことを合意し、かつ当該ネットアップ秘密情報を、売主自身またはいかなる第三者の利益のためにも一切使用しないことを合意する。売主は、ネットアップ秘密情報を取り込んだ商品を一切、設計または製造しないことを合意する。全てのネットアップ秘密情報は、ネットアップの所有財産であり、将来もそれには変わりはない。ネットアップによる書面による要請または本契約の終了の際には、売主は、ワークプロダクト（本契約において定義される）およびその複製物の全てを含む、全てのネットアップ秘密情報を、ネットアップに対して返却、移転または譲渡するものとする。

11. ツール： 本契約に別段の定めがない限り、本契約の履行に必要なツールおよび／またはその他の道具等は全て、売主が必要な際に売主の費用で調達し、良好な状態で維持し、かつ交換するものとする。ただし、仮にネットアップが、特殊なツールまたはその他の物品につき、個別に、あるいは本契約に基づき購入される本件商品のユニット価格中に明示された一部として、その代金を売主に支払うことを合意した場合には、かかるツール等の所有権はその支払いの時点でネットアップに帰属し、将来もその帰属に変わりはないものとする。

12. 債務不履行による契約解除： 売主が本契約において定められた期間内または承認された延長期間内に本件商品の納入または本件サービスの履行を怠った場合、ネットアップは、売主に対し書面にて債務不履行通知を行うことにより、本契約の全部または一部を解除することができる。ネットアップが本契約の全部または一部を解除した場合、本契約に記載の他の権利に加えて、ネットアップは、ネット

<参考訳>

アップが指定する方法および範囲において、完成または一部完成された本件商品、ならびに特に本契約の履行を目的として製造または入手された材料、部品、工具、型、治具、備品、計画書、図面、情報および製造材料につき、ネットアップに対して所有権を譲渡し物理的に引き渡すことを、売主に対して請求できるものとする。仮に本第 12 条の規定に基づく本契約の解除の通知が行われた後に、理由のいずれを問わず、売主が債務不履行状態にないか、または当該債務不履行には責任を免除すべき理由があると判断された場合には、両当事者の権利義務は、当該契約解除通知が本契約の第 13 条に基いて行われたと仮定した場合と同様の権利義務とする。本第

12 条に記載されたネットアップの権利および救済方法は限定的なものではなく、法律や本契約によって与えられるそれ以外の権利および救済方法に追加して与えられるものである。

13. 契約の解約・終了： ネットアップは、自己の都合により、何時でも、本契約の全部または一部を解約することができる。かかる本契約の解約は、債務不履行による解除と解釈されることはない。かかる解約に伴うネットアップの一切の法的責任、および売主の一切の救済方法は、下記の通りとする：(A) ネットアップは、解約の効力発生日において完成している本件商品を購入し、その代金を支払う；(B) ネットアップは、解約の効力発生日において一部完成している本件商品の組立てに関連して売主が負担した実労働および材料費について、売主に支払う；および(C) ネットアップは、解約された契約のために特に売主が調達した部品やその他の材料のうち、売主が当該部品等を他の使用目的のために転用出来ないものの費用について、売主に支払う。いかなる場合においても、ネットアップの合計の債務総額は、本契約が解約されなかった場合に、当該作業について支払われる予定であった対価の総額を上回ることはないものとする。ただし、前記にかかわらず、かかる解約が、売主が他の顧客に配布するために通常製造しまたは供給する素材であり、特に本契約のために製造されたものではないものに関わる場合には、ネットアップの一切の法的責任および売主の一切の救済方法は、解約以前に契約上のスケジュールに従って完成され納入された本件商品および履行された本件サービスについて、ネットアップが指定された該当の価格を最終的に承認した上で行う支払いのみとする。本条項の規定は、本契約が売主の債務不履行により解除された場合には一切適用されない。解約通知が商品発送予定日の少なくとも **30** 日前までに送付されるか、または送付されたと看做される場合、解約費用は一切発生しないものとする。ネットアップによる支払いの前に、ネットアップは、解約費用の裏付けを確認するために、売主の帳簿を合理的な時点において監査し、もしくは売主に合理的な文書と請求書の提出を要求することができ、または売主に対して、関連する商品、材料、組立品および部品がネットアップの指示に従って使用・消費されるはずであったことを証明する証拠の提示を要求することができる。ネットアップは、本契約に基づきネットアップが代金を支払った成果物または資産の処理につき指示する権利を留保する。解約に伴う売主による請求は、解約通知の受領日から **30** 日以内に書面により提出されなければならない。

14. ネットアップに帰属する資産： ネットアップが売主に提供したか、またはネットアップが代金を支払った資産とその所有権は、ネットアップにそのまま帰属す

<参考訳>

るものとする。売主は、ネットアップの事前の書面による同意なしに、ネットアップが指定する目的以外の目的や、他人のために、かかる資産を変更または使用しないものとする。売主は、すべて売主の費用負担において、かかる資産の適切な記録を保管し、かかる記録を要請があればネットアップに提供し、かつかかる資産を実務上合理的かつ一般的な方法に従って保管、保護、維持、修繕および管理するものとする。ネットアップによる別段の同意がない限り、売主は、かかる資産に対するネットアップの権利につき、火災（拡張された保険対象範囲を含むものとする）、洪水、事故、窃盗、暴動または内乱を起因とする滅失または損害の危険に対する保険を付すものとする。ネットアップの資産が売主の所持中に程度を問わず遺失または破損した場合、売主は、ネットアップの要請に従い、ネットアップに損害の補償を行うか、または売主の費用負担で当該資産を交換することを合意する。本契約の完了または終了の時点で、売主は、かかる資産またはその残余物の全て（原形を留めているか、半製品化しているかを問わない）の処理に関する指示を求めるものとする。売主は、ネットアップの指示に従い、準備、梱包、発送作業等を行い、かかる資産をネットアップに提供するものとする。ネットアップの書面による許可なく、ネットアップの名前やロゴまたはネットアップと他の組織やパートナーシップとの関係を利用することは、明確に一切禁止されるものとする。

15. 独立の契約の相手方： ネットアップは、本契約に基づき得られる最終的な成果のみに関心があり、かかる成果を達成するための方法および手段は売主の単独の管理下にある。売主は、あらゆる目的との関係で独立の契約の相手方であり、ネットアップを契約やその他の理由により法的に拘束できる明示的または黙示的な権限を一切有しない。売主または売主の従業員、代理人もしくは下請業者（以下「売主の補助者」という）はいずれも、ネットアップの代理人や従業員ではなく、従って、ネットアップの従業員福利（あらゆる種類の保険を含むがこれに限定されない）を享受する権限を一切保有しない。売主は、本契約に基づく売主の義務の履行に付随して発生する全ての費用および経費を負担し、売主が必要とする資材や設備を自ら確保するものとする。

16. ワークプロダクトに対する権利の帰属： 本契約において、「ワークプロダクト」とは、本契約に基づき履行された本件サービスに起因または関連して、売主が単独または他者と共同で、作成、着想または開発したあらゆるデザイン、発見、創作物、作品、機器、マスク、模型、未完成品、本件サービスの成果物、発明、商品、コンピュータ・プログラム、手順、改良物、開発物、図面、記録、文書、ビジネス・プロセス、情報および材料を含むが、これらに限定されないものとする。売主が製造し、ネットアップに対して販売された標準的な本件商品で、ネットアップのために設計、カスタマイズまたは改造されていないものは、ワークプロダクトには該当しない。全てのワークプロダクトは、常にネットアップが単独で独占的に保有する所有物（財産権）であり続ける。売主は、ワークプロダクト（関連する全ての知的財産権を含む）について売主が世界各地で保有する権利、権利者たる地位および利益（日本の著作権法第 27 条および第 28 条（ただし随時改正され得る）に基づく権利を含むが、これらに限定されない）の全てについて、ネットアップに対して取消不能な

<参考訳>

形で譲渡および移転を行うことを合意し、現にここにおいてネットアップに対してかかる権利等の譲渡および移転を行う。ネットアップは、ワークプロダクトの取り扱いについて決定を行う独占的権利を有し、かかる権利は、ワークプロダクトを営業秘密として保持する権利、ワークプロダクトについて特許出願明細書の作成と出願申請を行う権利、事前の特許出願なしにワークプロダクトを使用し開示する権利、ネットアップの名において著作権または商標の登録を申請する権利、およびネットアップが適切と看做す他の手続を行う権利を含む。売主は、売主がワークプロダクトについて保有する可能性のある全ての著作人格権および制約的権利を、適用される法により許される最大の限度において、放棄および免除することを合意する。売主は、(a) 手元に保有する全てのワークプロダクトをネットアップに対して速やかに書面により開示すること、(b) ネットアップの費用負担にて、ネットアップの利益のために、ワークプロダクトに対するあらゆる著作権、特許権、半導体の集積回路に関する権利、営業秘密に関する権利およびその他のあらゆる財産的権利または制定法による保護について、ネットアップの名において、ネットアップが適切と看做す方法により、ネットアップが権利を確保し、第三者対抗要件を具備し、登録し、出願し、維持し、防御を行えるために、あらゆる合理的な方法によって、ネットアップを支援すること、および(c) ないしは全てのワークプロダクトを前記のネットアップ秘密情報として取り扱うことにつき、合意する。かかる開示義務、支援義務、履行義務および守秘義務は、本契約の期間満了または解除・解約後も存続するものとする。ネットアップから売主に対して提供されたツールおよび設備は、ネットアップが単独で保有する資産として維持される。売主は、売主の補助者が、本契約に関連して制作されたワークプロダクトまたはオリジナルの作品に対する全ての権利主張を適切に放棄し、それに対する全ての権利または利益をネットアップに対して譲渡することを保証する。売主は、ネットアップまたはネットアップの直接的もしくは間接的な顧客、譲受人、ライセンシーもしくはディストリビューターに対して、ワークプロダクトに影響を及ぼす形での売主の知的財産権の権利主張を行わないことを、取消不能の形で合意する。ネットアップは、売主がネットアップの装置、供給品、設備、営業秘密またはネットアップ秘密情報を利用せずに、売主の自由な時間内に着想し、または具体化・実施化した成果物に対して権利を保有しないが、(i) 当該成果物が、ネットアップの事業またはネットアップが現に行っている、もしくは証明可能な形で計画している研究または開発に関連している場合、または (ii) 当該成果物が、売主がネットアップのために履行した本件サービスに起因したものである場合は、この限りでない。ネットアップに権利が帰属する前文の第(i)項または第(ii)項に記載の成果物を除き、前文に記載するネットアップに権利が帰属しないその他の成果物のうち、本件商品および本件サービスをその本来の目的に使用するために必要なものの全てについて、売主は、ネットアップに対して、当該成果物を製造し、委託製造し、販売し、実演し、使用し、複製し、改造し、当該成果物に基づく派生的著作物を制作し、かつ当該成果物をサブライセンスする（何階層にも亘ってサブライセンスを許諾する権利を含む）ための、非独占的、取消不能、永久的、全世界対象、実施料無料および全額払込済みのライセンス（実施権）をここに付与する。

17. 補償： 売主は、本契約に基づく作業またはサービスの履行の際に、全て

<参考訳>

の適用される国、地域および地方の法、ルール、規制および命令等を完全に遵守するものとし、かかる遵守（コンプライアンス）の懈怠、または売主や売主を代理して行動した者の過失に起因して発生する全ての損失、権利主張、損害、法的責任、費用または経費（弁護士費用および訴訟費用を含むが、これらに限定されない）について、ネットアップに対して補償を行い、一切損害を発生させないものとする。

18. 法的責任の制限： 法により許される限度内において、いかなる場合においても、ネットアップは、売主、売主の補助者または第三者に対して、本契約に起因または関連して発生する派生的損害、付随的損害、特別損害または結果的損害につき、かかる損害発生の可能性についてネットアップが知らされていたか否かにかかわらず、一切責任を負わないものとする。いかなる場合においても、ネットアップは、本契約に基づき提供される本件商品および本件サービスの価格を超過する金額について、一切責任を負担しないものとする。

19. 譲渡および下請： 売主は、ネットアップの事前の書面による同意なしに、本契約または本契約に基づく権利もしくは義務を譲渡または外注しないものとする。ネットアップは、何時でも、ネットアップの関連会社、系列会社または承継人に対して本契約または本契約に基づく権利、義務もしくは利益を譲渡できるものとする。

20. 遅延： 何らかの原因により、本契約または本契約に基づく作業もしくはサービスの適時の履行に遅延が生じ、または遅延が生じるおそれが発生した場合、売主は直ちに、ネットアップに対して、かかる遅延の原因について関連する情報を通知するものとする。売主が、いずれかの履行または納入について、ネットアップが許容できる時間を超えて、既に遅延しているか、または今後遅延するであろうとネットアップが単独で判断する場合、ネットアップは、本契約の全部または一部を解除することができる。かかる解除は、債務不履行によるものとは看做されず、違約金などの支払いを伴わないものとする。

21. 価格保証： 売主は、本契約において表示された商品価格が、同一または実質的に類似する同量の商品について他の購入者に対して請求する価格を上回らないことを保証する。類似商品を同量購入する他の顧客に対して価格が引き下げられた場合、ネットアップに対する価格も当該価格まで値下げされるものとする。売主は、かかる値下げ販売が行われた日から 10 日以内に、その値下げ価格について、ネットアップに対し通知を行うことを合意する。売主はネットアップに対して、商品の実際の発送時点までに生じたあらゆる価格下落の恩恵を与える。本契約は、ネットアップの事前の書面による同意なしに、直近の見積価格または請求価格を上回る価格にて決済されてはならない。価格には、DDP の引渡し場所で納品が行われるまでに本契約または本件商品に対して課される販売税、使用税、資産税、消費税、付加価値税および総受取金税を含む、全ての課金、手数料、および税金が含まれ、売主がこれらを全て負担するものとする。前記のいずれかがネットアップによって支払われた場合、売主は、ネットアップに対して直ちに、その金額に関連費用と利息を加算して清算を行うことを合意する。

<参考訳>

22. 本件サービスに対する保証： (1) 売主は、本件サービスの全てが、プロフェッショナルな職業人としての方法で、現時点における善良で正しい専門的な手続によって必要とされる技術および注意のレベルをもって、完了されることを、表明および保証する。さらに、売主は、本件サービスが該当する仕様書に従って完了され、本契約において意図される目的のために正しく適切なものであることを、表明および保証する。売主は、本契約に基づく本件サービスの履行が、売主が法的に拘束されている他の契約や法的規制に抵触したり、いかなる点においても禁止されていないことを、表明および保証する。(2) 前記の明示的な保証は、法によって黙示的に与えられる保証に追加されるものである。売主による標準的な保証または担保は、保証であると共に契約の前提条件としても解釈され、他の保証を排除する趣旨ではないものとする。

23. 本件商品に対する保証： (1) 売主は、提供される全ての本件商品は新品であり、使用済みまたは改造品ではないことを保証する。売主は、納入される全ての本件商品が、材料および製造方法の各面での欠陥を持たず、該当する仕様書、図面、見本またはその他の配布された記述資料（本契約および売主の販売用資料に記載されているものを含む）に準拠していること、ならびにその結果として、商品として販売可能な性質を備え、20世紀および21世紀中の日付データを正確に処理、提供および／または受信することができ、かつそれが売主の設計にかかるものである場合には、意図された目的に適合し、全ての機能要件を満たし、さらにその設計において欠陥がないことを、それぞれ保証する。売主は、最終受諾から3年以内に、ネットアップまたはその承継人から前記の要件に適合しない本件商品について通知を受けた場合、交換または修理することを合意する。売主は、商品発送日から5年間に亘り、ネットアップが予備の部品を、通知時点の価格から該当する割引額を差し引いた金額にて入手できる状態を維持することを合意する。売主が、欠陥の通知を受けたにも関わらず、本件商品の迅速な修理または交換を怠った場合、ネットアップは、売主に対する再度の通知を要せずに、自らその修理または交換を行うことができ、売主は、それに伴い発生した全費用をネットアップに対して支払い清算するものとする。いかなる種類の検査、テストまたは承認（設計に対する承認を含む）も、本条に基づく売主の義務に影響を及ぼすことはないものとする。過去に一旦拒絶された本件商品は、それ以降、過去に拒絶された事実とそれに対する修正箇所が特定されない限り、受諾のために再提供されないものとする。交換または修理された本件商品は、保証期間が最終の引渡日から開始する点を除き、最初に納入された本件商品と同様に本第23条の規定の適用を受けられるものとする。ネットアップは、拒絶した本件商品を、売主のリスクおよび費用負担において返却または保管することができ、いずれの場合においても、売主に対して、運送、船積み、開梱、調査、再梱包、再送および同様の行為にかかる費用を、請求することができる。(2) 該当する購入注文が売主によるソフトウェアの供給（CD、テープ、PCハードドライブならびにその他の形式のプログラムおよびファイルの引渡（有形または無形を問わず、電気通信網を介して電子的に配信されたソフトウェアを含む）を含むが、これらに限定されない）を伴う範囲において、売主は、(a) ソフトウェアが、合意済みの機能仕様書および関連する書面に従って機能し、かかる書面がソフトウェアの目的に適合したものであり、かつかかる書面がソフトウェアを正確に記述するも

<参考訳>

のであることを保証し、(b) ソフトウェアの納入から1年間の保証期間中、ネットアップに対して無料で、ソフトウェアの問題を修正するためのメンテナンス、一般に発表された修正プログラム、ならびに1次サポートおよび2次サポートを提供し、(c) 当該ソフトウェアがコンピュータ「ウイルス」またはその他の有害なプログラム・コードに感染していないことを保証し、(d) 当該ソフトウェアまたは当該ソフトウェアがその上で稼動することが予定されているコンピュータ・システムに対して有害であるか、その作用の全部または一部を阻害するおそれのある機能がいかなるソフトウェアの中にも組み込まれておらず、また含まれていないことを保証し、かつ (e) 当該ソフトウェアの自動管理機能または自動記録保存機能の一部をなし、またはそれを可能にする機能がいずれかのプログラムに含まれている場合には、それについてネットアップに対して告知するものとする。なお、かかる告知義務は、ネットアップが使用または管理することを希望することが合理的に予期されている機能やリソース（当該ソフトウェアの一部であるか否かを問わない）に対するアクセスを提供するための機能に対しては特に該当するものであるところ、かかる機能は、当該ソフトウェアまたはその他の第三者が提供するソフトウェアのセキュリティ対策を実際に脆弱にし、もしくは迂回するか、またはそのおそれを生じさせる機能を含むが、これに限定されないものとする。(3) 本保証は、ネットアップ、ネットアップの承継人、譲受人および本契約の適用対象である本件商品の使用者に対して有効であるものとする。(4) 前記の明示的な保証は、法によって黙示的に与えられる保証に追加されるものである。売主による標準的な保証または担保は、保証であると共に契約の前提条件としても解釈され、他の保証を排除する趣旨ではないものとする。

24. 特許： ネットアップによって提供されたネットアップ固有の設計のみに起因して特許侵害が発生した場合を除き、売主は、売主の費用負担において、ネットアップ、ネットアップの顧客およびネットアップの傘下にあると主張する全ての者につき、第三者の特許、企業秘密、著作権、商標またはその他の知的財産権の侵害行為を理由とするいかなる訴訟に対しても防御し、かつ損害を与えないものとし、さらにこれらの者に対して、本契約の適用対象である物品の製造、販売または通常かつ想定される使用を理由とする前記の訴訟から生じた全てのあらゆる種類または性質の損害、権利主張、滅失、法的責任、費用および経費（弁護士費用および訴訟費用を含むが、これらに限定されない）について、その金額を支払い補償するものとする。本契約に基づく作業に、実験的、開発的または研究的な取組みが含まれ、かかる作業の全部または一部に対してネットアップが対価を支払っている場合、売主は、ネットアップに対して、その成果として生まれた全ての機密の工程、ノウハウおよび営業秘密を開示し、要請があれば、ネットアップに対して、その成果として生まれた各発明および知的財産権を譲渡することを合意する。ネットアップまたはネットアップの顧客による本件商品のいずれかの使用が禁止された場合、または売主が本契約に基づく法的責任を最小化することを希望する場合、売主は、その自由な選択により、(a) 本件商品の特許を侵害しない完全に同等な商品と交換するか、(b) 特許を侵害している本件商品を、特許を侵害せずに機能的には同等な形に修正するか、または (c) ネットアップまたはネットアップの顧客のために、売主の費用負担において、当該商品の使用を継続

<参考訳>

する権利を取得することができる。前記のいずれも実行不可能な場合、ネットアップは、その自由な選択により、売主に当該特許侵害商品を引取り、かつネットアップまたはネットアップの顧客に対して当該商品の購入代金を払い戻すこと要求することができる。

25. 準拠法；裁判管轄地： 本契約は日本法に従い解釈され、本契約に基づく全ての紛争は日本法に準拠して処理されるものとする。本契約に関連する全ての紛争について、日本の裁判所が裁判管轄権および裁判籍を有するものとする。

26. 弁護士費用： 本契約を執行するための訴訟において勝訴した当事者は、損害賠償に加えて、合理的な範囲で裁判費用および弁護士費用の支払いを受ける権利を有するものとする。

27. 通知；通知の送付方法： 本契約に基づく通知はすべて、書面によるものとし、当事者が随時書面にて指定する宛先に対して、次のいずれかの方法で行われた場合、正当に行われたと看做されるものとする：(1) 直接手渡された場合、(2) 国際的または国内において一般に認知された翌日配達サービスに料金前払いで発送された場合はその2日後、(3) 書留もしくは配達証明付郵便によって郵便料金前払いで郵送された場合はその5日後、または(4) テレックス、送受信確認済のファックスもしくはその他の電信手段により受領が確認された場合。当事者は、本条に従って相手方に通知を行うことにより、かかる通知の宛先を変更することができる。

28. 法令遵守（コンプライアンス）： 売主は、本契約の履行において、適用のある全ての国、地域または地方の法（適用のある全ての雇用法、情報保護法、税法、輸入・輸出管理法および環境法を含むが、これらに限定されない）を遵守するものとする。

29. 危険物に関する法律の遵守： 売主は、本件商品に適用される限りにおいて、適用のある危険物質の輸送、梱包、保管、取扱いおよび使用に関連する全ての法、規則およびその他の要件を遵守するものとする。本件商品内に存在することが認識されているか、または存在すると考えられている潜在的な危険物質に関して、売主が既に保有しているか、または合理的に入手可能な全ての情報は、ネットアップに対して直ちに報告されるものとする。

30. 商標権の放棄： 売主は、ネットアップに帰属する全ての商標、商号または暖簾に対する一切の権利をここに放棄し、さらに、売主がかかる商標、商号または暖簾に対して取得した可能性のある一切の権利（法的作用、禁反言またはその他の理由など、どのような方法により取得したかを問わない）をネットアップに対してここに譲渡する。

31. 存続： 第10条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条および第21条乃至第33条に基づく売主の義務は、本契約終了後も存続するものとする。

32. 包括的な合意： 本契約（その全ての条項および（修正があった場合は）修

<参考訳>

正を含む) は、ネットアップおよび売主との間の包括的かつ全ての合意をなすものであり、本契約の対象事項に関連するあらゆる事前の協議、やり取り、理解および／または合意を置き換え、それに優先するものとする。

33. 分離： 本契約の条項のいずれかが、有効な管轄権を持つ裁判所または行政機関により無効または執行不能と判断された場合、かかる条項の無効または執行不能は、本契約のその他の条項に影響を及ぼさず、それらは引き続き完全に有効なものとして存続するものとする。

「購入注文にかかる契約条件」は英文を正文とする。本契約条件と英文の「購入注文にかかる契約条件」に齟齬がある場合、英文を優先するものとする。